

# 農地売買等事業で

## あなたの農地を活かします!!

### ◆農地売買等事業とは...

規模縮小あるいは、離農しようとする農家から、推進機構が農用地等を買入れて、営農意欲の高い農家の皆さんへ売り渡す事業です。



市町村・農業委員会



- 市町村の利用集積計画
- 農業委員会のあっせん事業

売渡等、相談・申し出  
あっせん等調整

買入等、相談・申し出  
あっせん等調整

連携

推進機構

買入れ

売渡し

(公財)福岡県農業振興推進機構には  
**農地の中間保有機能**  
があります。

規模縮小農家  
出し手農家

規模拡大農家  
受け手農家

お問い合わせは

お問い合わせは、市町村・農業委員会へお気軽にご相談ください。

公益財団法人 **福岡県農業振興推進機構**  
(農地中間管理機構)

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館2F  
TEL(092)716-8355 FAX(092)716-8341

URL <https://www.f-ap.org> E-mail [info@f-ap.org](mailto:info@f-ap.org)



# 大切な農地の売買は (公財)福岡県農業振興推進機構へ

区分		一般売買（一般農業者）	担い手売買（認定農業者等）
要件	対象農地	市町村が定める農業振興地域の農用地区域内の農用地等	
	買主 対象者 経営面積等	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者・認定農業者以外の個人又は農地所有適格法人</li> <li>取得後、経営面積が当該農地の所在する市町村の基準面積以上 ただし、新規就農希望者又は新たな分野で農業を始めようとする農業者であって、当該地域の基準面積によることが相当でない場合は、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者</li> <li>取得後、経営面積が当該農地の所在する市町村の基準面積以上</li> <li>買い入れる農用地が経営耕地と併せて概ね1ha以上の団地を形成すること ただし、買い入れる農用地等が花卉栽培等の集約栽培を行うためのもの及び中山間地域にあっては、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行う。</li> </ul>
諸経費	売主 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買価格の2.5% (下限2万5千円・上限15万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買価格の2.0% (下限2万円・上限15万円)</li> </ul>
	買主 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買価格の2.5% (下限2万5千円・上限15万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買価格の2.0% (下限2万円・上限15万円)</li> </ul>
	買主 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構保有期間の利息 (機構買入時借入利率)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

## 農地売買等事業のメリット

### 売りたい人



- ・土地代金を速やかに支払います。
- ・税金の控除が受けられます。  
譲渡所得の特別控除800万円  
買入協議の場合は1,500万円
- ・国民健康保険税も特別控除が受けられます。
- ・契約、登記等の煩雑な事務手続きは推進機構が行います。
- ・登記費用は、推進機構が負担します。
- ・適正な価格で売却できます。
- ・公的な機関なので確実で、安心して取引できます。

### 買いたい人

- ・不動産取得税が軽減されます。(評価額の1/3が控除)
- ・契約、登記等の煩雑な事務手続きは推進機構が行います。
- ・登記費用は、推進機構が負担します。
- ・公的な機関なので確実で、安心して取引できます。

